

ケアプランセンターいいあす 運営規程

(事業の目的)

第1条 Jケア株式会社が開設するケアプランセンターいいあす（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の従業者（以下「介護支援専門員等」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。

2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

3 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。

4 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、指定居宅サービス事業者、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 ケアプランセンターいいあす
- ② 所在地 兵庫県尼崎市南武庫之荘2丁目26番27-101

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 常勤 1名（介護支援専門員と兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。

- ② 介護支援専門員 常勤 3名（管理者と兼務、1名）（専従、2名）

介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

- ・要介護者等の相談に対して、利用者の心身の状況や置かれている環境を把握する。
- ・利用者やその家族の意向をもとに、居宅サービス等を適切に利用できる様に、サービス種類、内容等の計画を作成する。
- ・サービスの提供が確保される様に、指定居宅サービス事業者、介護保険施設等の連絡調整、その他の便宜の提供を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ② 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月30日から1月3日までを除

く。

② 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。

- | | |
|------------------|--|
| ① 利用者の相談を受ける場所 | 第3条に規定する事業所内及び利用者居宅。 |
| ② 居宅サービス計画作成の流れ | ・ 利用者の相談を受ける。(インテーク)
・ 課題分析票をもとに、アセスメントを実施し、利用者の課題と意向の把握をする。
・ 暫定の居宅サービス計画書を作成し、サービス事業所に対して連絡調整の上、サービス担当者会議を実施する。
・ 居宅サービス計画書を作成し、利用者から同意を得る。
・ サービス事業所に居宅サービス計画書を渡し、受領書を受け取る。 |
| ③ サービス担当者会議の開催場所 | 第3条に規定する事業所内及び利用者居宅。 |
| ④ 介護支援専門員の居宅訪問頻度 | 最低月1回以上 |
| ⑤ モニタリングの結果記録 | 1ヶ月に1回 (居宅訪問し、面談実施) |
| ⑥ 認定調査の申請 | 介護保険者証の新規及び区分変更の申請を、必要に応じて行う。 |

第7条 通常の事業の実施地域は、尼崎市とする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 介護支援専門員等は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

2 利用者に対する指定居宅介護事業所の提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

3 事故の発生又は再発防止に向けた指針の作成を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第9条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

3 身体拘束・虐待に関する指針

(暴力団の排除)

第10条 事業者及び管理者は暴力団員等でないものとする。また、運営が暴力団等の支配を受けないものとする。

(業務継続計画)

第11条 業務継続計画（BCP）の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

(衛生管理)

第12条 感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成し掲示を行う。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める。

(その他運営についての留意事項)

第13条 居宅介護支援事業所は、介護支援専門員等の資質の向上を図るため、虐待防止、権利擁護、認知症ケア、介護予防等の事項に関して、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保し、業務態勢を整備する。また、研修受講後は記録を作成し、研修機関等が実施する研修を受講した場合は、復命を行うものとする。

- 1 事業所は、介護支援専門員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
 - ① 採用時研修 採用後3カ月以内
 - ② 虐待防止に関する研修年1回 委員会年2回
 - ③ 権利擁護に関する研修年1回
 - ④ 認知症ケアに関する研修年1回
 - ⑤ 感染症に関する研修年2回 訓練年1回
 - ⑥ 業務継続計画 研修・シュミレーション想定訓練年1回又は2回以上
 - ⑦ プライバシー研修年1回
 - ⑧ ハラスメントに関する指針を定め周知・啓発を図る
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 事業所、当該サービス提供後、当該サービスに関する諸記録を整備し、その完結の日から最低5年間は保存するものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項はJケア株式会社と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年8月1日から施行する。

この規程は、平成30年8月21日から改定する。

この規程は、平成31年2月1日から改定する。

この規程は、令和2年6月1日から改定する。

この規程は、令和2年6月3日から改定する。

この規程は、令和3年1月1日から改定する。

この規程は、令和5年2月21日から改定する。

この規程は、令和6年4月1日から改定する。